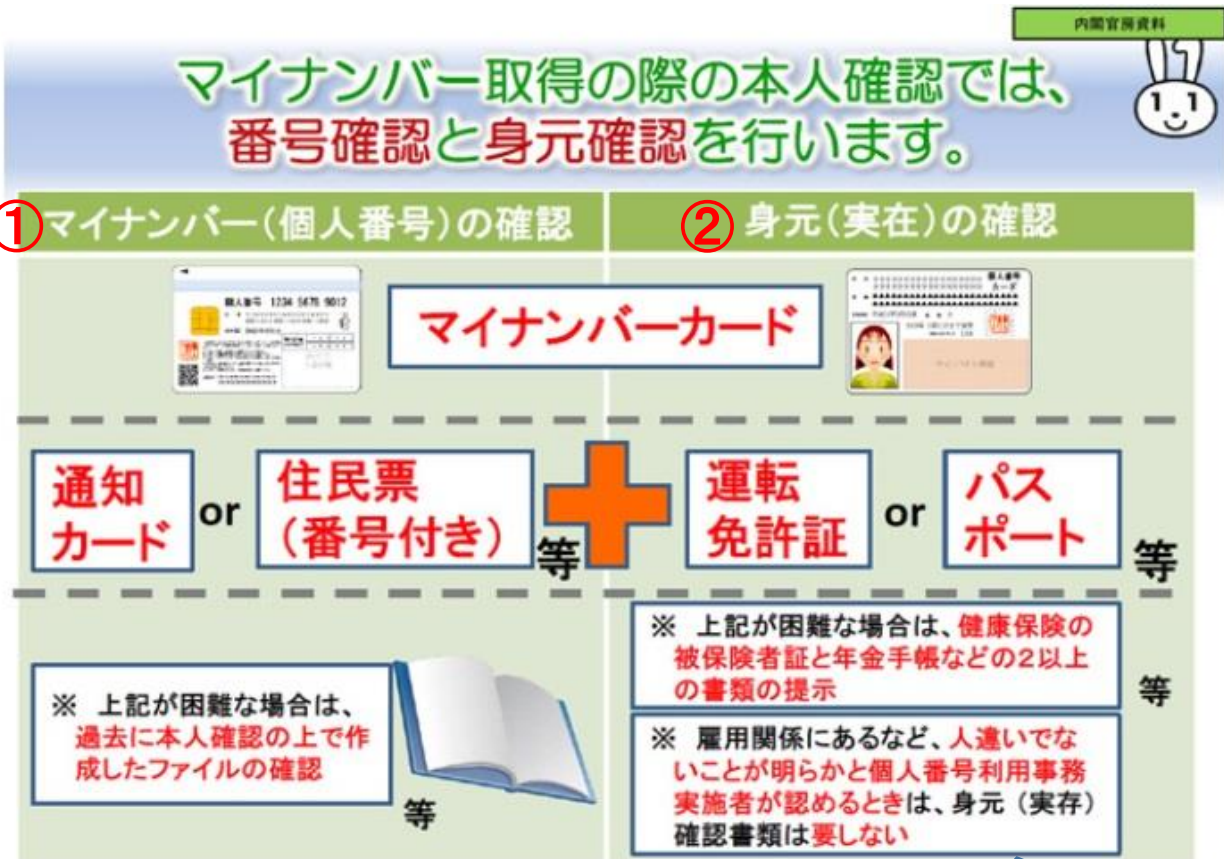


平成28年1月1日以降での寄附については

「申告特例申請書」に「個人番号(マイナンバー)」を記載することが必要になりました。

平成28年1月1日以降での寄附については「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に「個人番号(マイナンバー)」を記載することが必要になりました。

「ワンストップ特例」を申請する際には、個人番号を記載する欄のある「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をご使用いただき、なりすまし防止のために①個人番号の確認ができるものと、②身元(実存)確認ができるものを併せて送付いただく必要があります。(送付いただくものは写しで結構です。)



出典:総務省HP「地方税分野におけるマイナンバーの利用」

その他の身元(実在)の確認書類は

・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

などの官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書になります。

※写真が分かり、氏名、生年月日または住所が分かるようコピーすること。

「ワンストップ特例」を申請する際には、神崎市役所に下記の3種類を送付してください。

①寄附金税額控除に係る申告特例申請書

②個人番号の確認ができるもの

③身元(実存)確認ができるもの

(送付いただくものは写しで結構です。)

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の記入に際しては記入例を参考に記入漏れがないよう注意してご記入ください。